

法人シート（概要説明書）						
法人名		社団法人国民健康保険中央会				
当省担当部局		保険局	担当課・室名	国民健康保険課		
沿革		○国民皆保険体制に即応するため、旧民法34条により、各都道府県の国民健康保険団体連合会を会員として設立された社団法人（昭和34年1月1日設立） ○公益法人制度改革に伴い、特例社団法人となる。（平成20年12月1日）				
※1 役職員	役員数	27	うち常勤役員数	5	うち非常勤役員数	22
	職員数	93	うち常勤職員数	89	うち非常勤職員数	4
※2 就国家公務員 の状況	官庁OB役員数	4(3) → 2(1)	うち常勤役員数	4(3) → 2(1)	うち非常勤役員数	0(0) → 0(0)
	官庁OB職員数	5(5) → 3(3)	うち常勤職員数	5(5) → 3(3)	うち非常勤職員数	0(0) → 0(0)
法人概要	目的 (何のために)	国民健康保険事業、高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者自立支援事業の普及、健全な運営及び発展を図り、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。				
	対象 (誰/何を対象に)	都道府県国民健康保険団体連合会、国民健康保険の保険者、医療機関、介護保険事業の保険者及びサービス事業所、障害者自立支援サービス事業所を対象とする。				
	事務・事業内容 (手段、手法など)	<p><国保中央会の事業></p> <ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険・後期高齢者医療・公費負担医療・介護給付費・自立支援給付費・障害児施設給付費・出産育児一時金の審査支払に関する指導・援助（国庫補助等の対象事業①、④～⑦） 国民健康保険・後期高齢者医療・介護給付費・障害者自立支援関係者の業務に必要な研修（国庫補助等の対象事業③） 国民健康保険制度に係る調査研究 保険者及び国民健康保険団体連合会に対する助成及び業務の支援（国庫補助等の対象事業③、④） 超高額医療費共同事業 保険料の特別徴収における経由事務 その他（国庫補助等の対象事業②、⑧） <p><国庫補助等の対象事業></p> <ol style="list-style-type: none"> レセプト審査体制の向上の推進に関する事業(国からの補助事業、国からの権限付与(指定)) 退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業(国からの補助事業) 医療費適正化に関する事業(国からの補助事業) 国保事業の効率化に関する事業(国からの補助事業) 介護保険制度における介護報酬の審査支払等に関する事業(国からの補助事業) 給付費支払システムに関する事業(国からの補助事業) 後期高齢者医療制度の円滑な運営に関する事業(国からの補助事業) 医療費情報総合管理分析システムに関する事業(国からの委託事業) 				
年間収入合計 (千円) ※3	481,273,466	年間支出合計 (千円)	412,441,164	負債額 (千円)	217,026,663	
会費収入	331,962	事業費	410,741,733	負債相当額	217,026,663	
財産運用収入	207,911	管理費	228,409	その他の負債	0	
寄付金収入	0	事業に不可欠な 固定資産	0	正味財産額	32,394,695	
補助金等収入	9,317,791	その他の支出	1,471,022	内部留保額	5,621,327	
うち国から	9,317,791	資産額	249,421,357	内部留保水準(%)	1	
うち独法等から	0			年間収入に占める 国・独法等からの補助 金等・委託費収入の割合(%)	2	
事業収入	258,634,253	基本財産	0	国・独法等からの補助 金等(平成22年度見込み)※4	4,053,620	
うち国からの 委託費交付総額	55,551	公益事業基金	5,000,000	国からの権限付与の概要		根拠条文
うち独法等から の委託費総額	0	運営固定資産	21,419,730	○国民健康保険団体連合会から委託を受け、高額レセプトの特別審査を行っている。		○国保法第45条第6項
その他の収入	212,781,549	引当資産等	353,637			
		その他の資産	222,647,990			

(※1) 役職員の状況は、平成21年12月1日現在。

(※2) 矢印左欄は平成21年12月1日現在。矢印右欄は平成22年4月1日現在。また、括弧内はうち厚労省出身者数の記入

(※3) 年間収入合計等は、平成20年度決算ベースの額を記入。

(※4) 名宛ての補助金等交付の見込み額を記入。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		レセプト審査体制の向上の推進に関する事業		
会計勘定・項・目		(会計勘定) 一般会計 (項) 医療保険給付諸費 (目) 国民健康保険団体連合会等補助金		
法人名		社団法人国民健康保険中央会		
事業担当部局		保険局	法人所管部局 保険局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	①特別審査：高度の専門性を要する内容の診療報酬明細書の審査を中央で集中的に行うことにより、審査の効率化・適正化を図るため。 ②研修：査定率の向上や都道府県間の審査格差の是正を図るため。 ③レセプト電算処理システム等推進：医療機関、審査支払機関及び保険者を通じて一貫したシステムを構築し、業務量の軽減、経費の削減や事務処理の迅速化を実現するため。		
	対象 (誰/何を対象に)	①一定点数（医科40万点、歯科20万点等）以上の診療報酬明細書の審査 ②国保連合会職員 ③国保連合会、保険者、医療機関		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①一定点数（医科40万点、歯科20万点等）以上の診療報酬明細書の審査（特別審査）を行うため、国民健康保険診療報酬特別審査委員会が置かれ、同委員会には、医科部会、歯科部会、再審査部会の各部会が設置されている。高点数の審査を中央で集中的に行うことで、審査の効率化、厳格化、地域間格差の是正を図っている。 ②審査担当職員等に対し、査定率の向上や審査の都道府県格差に関し周知を図るとともに、意見交換等を行い、審査業務の向上・適正化を図っている。 ③診療内容が進歩する中、国保連合会の意見を踏まえ、効率的な審査支払業務を目指し、全国統一的なシステムの開発、改修を行っている。 ア. レセプト処理システムの維持管理 イ. レセプトオンライン請求システムの維持管理 ウ. 保険者からのレセプト再審査請求に係るオンラインシステム開発		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	国民健康保険法第45条第6項	関係する通知等	保発第112号（昭和59年11月10日保険局長通知）特別審査委員会に係る国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則例の改正等について
	事業の補助割合	事業内容により10/10、3/4、2/3		
	事業開始年度	昭和59年10月（特別審査）	事業終了年度	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	高度な知識を持ち合わせた専門審査員による審査を中央で集中的に行うことは、審査の効率化・適正化、審査格差の是正など医療費適正化対策の一環として必要である。各都道府県国保連合会で高点数の審査を行なった場合、査定率が下がり、保険料の増加や国庫負担の増加につながる。 また、レセプト請求が平成23年度から原則電子化される中、システムとしても電子化・オンライン請求に対応する必要がある。仮に本事業を廃止した場合、診療報酬の審査支払等の運用に多大な影響が生じる。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	特別審査委員会については、各分野の専門医を委員として任命しており、委員手当、特別審査システム等を国民健康保険団体連合会等補助金から補助をしているところであるが、補助を廃止した場合、もともと国の施策として開始した事業であるため、特別審査の継続は困難となる。 また、システム改修等の補助を廃止した場合、国保連合会、さらには保険者が負担することになり、保険料（税）の増加につながる。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	社会保険診療報酬支払基金の診療報酬審査支払事業との統合の可否については、本年3月にも「審査支払機関のあり方検討会（仮称）」を立上げ検討を行う予定。			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		レセプト審査体制の向上の推進に関する事業				
成果目標		審査体制を強化することにより、医療費の適正化を推進する。 また、レセプトの審査支払システムを電算化、オンライン化に対応したものとすることにより、審査支払業務の効率化・迅速化を図る。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		特別審査委員会での査定額	千円	2,227,819	2,410,986	2,358,591
		電子レセプト請求件数	千件	255,846	346,069	485,966
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		特別審査委員会の取扱件数	件	11,925	14,194	15,040
		研修の実施	回・人	19回・565名	20回・774名	20回・612名
		レセプト電算処理システムを使用する都道府県国保連合会	箇所	47	47	47
予算執行率			%	100	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	特別審査を国で実施するとなれば、審査システム等の開発、事務共助を担当する人員の確保等が必要となることや審査支払等の専門的技量の習得に時間を要することとなり、定員を大幅に増やさない限り困難と考える。 また、都道府県国保連合会を会員とする国保中央会は、審査業務における課題、問題点を把握することにより全国統一的な審査システム等の開発や専門的見地からの研修・指導等を行っており、国保中央会で実施する方が効率的・効果的である。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体				
	可	理由				
	否	理由	都道府県国保連合会は保険者の目的を達成するため保険者の負担で共同で設立された連合会であり、保険者から委託を受けて審査支払等業務を行っているため、保険者による直接審査に類似した仕組みであると言える。また、国保連合会が共同で設立した国保中央会における審査も、同様に考えることができる。 なお、特別審査及び審査システム等の開発については、各都道府県国保連合会が個別に行うよりも中央に一本化した方が効率的であるため、国保中央会で行っている。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		平成23年度には、レセプトオンライン化に向け、電算処理システム（共通基盤、国保請求支払、共同電算）の最適化を実施することとし、事務・事業の更なる効率化を推進することとしている。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		レセプト審査体制の向上の推進に関する事業				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	3,816,074	2,483,753	3,896,904		
	国からの補助金収入	2,440,323	1,104,349	1,970,593		
	その他の収入	1,375,751	1,379,404	1,926,311		
	支出	3,816,074	2,483,753	3,896,904		
	収支差	0	0	0		
		平成22年度予算額		人件費		
予算額	事業費	605,075 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省OB分再掲)	従事役員数 (厚労省OB分再掲)
	人件費	41,953 千円		常勤職員	() 41,953 千円	() 20 人
	管理費	千円		非常勤職員	() 千円	() 人
	総計	647,028 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
決算額（千円）		2,483,753	3,896,904	0		
内訳	事業費	2,034,112	3,403,990			
	人件費	262,251	289,166			
	管理費	187,390	203,748			
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	1/6	1/6	/		
	うち厚労省OBが在籍している 団体等への再委託・補助(件数 /金額(同))	0/0	0/0	/		
	再委託・補助先 (名称)	国保連合会	国保連合会			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名		退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業		
会計勘定・項・目		(会計勘定) 一般会計 (項) 医療保険給付諸費 (目) 国民健康保険団体連合会補助金		
法人名		社団法人国民健康保険中央会		
事業担当部局		保険局	法人所管部局 保険局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	本来は被用者保険からの拠出で賄われる退職者医療制度の適用対象であるにもかかわらず、適用漏れのため国保の被保険者とされている者に関し、退職者医療制度としての適用を適正に行うことにより、国保財政への国庫負担及び国保被保険者の保険料負担の軽減を目的とする。		
	対象 (誰/何を対象に)	国保被保険者、国保連合会、年金被保険者		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①年金被保険者が年金受給権者の新規裁定者データを磁気媒体で国保中央会に送付し、国保中央会はそのデータを都道府県及び被保険者単位に分割処理した上で国保連合会へ送付する。 ②国保連合会は、送付されたデータを自らが保有する国保被保険者情報と照らし合わせ、適用該当者の特定を行い、当該情報を国保被保険者に送付する。 ③国保被保険者は、国保連合会から提供されたデータを基に、退職被保険者の届出の勧奨等を行う。		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	関係する通知等		
	事業の補助割合	10/10補助		
	事業開始年度		事業終了年度	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	仮に事業を廃止すれば、被保険者において適用適正化の事務を行うことができなくなり、国庫負担の増はもとより、国保被保険者の保険料負担を増加させる要因となることから、本事業の廃止は困難と考える。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	仮にこの事業の補助を廃止すれば、国保中央会が当該事業を継続できなくなり、国保被保険者が退職被保険者の適用適正化の事務を行えなくなることから、国庫負担及び国保被保険者の保険料負担が増えるため、補助金廃止は困難と考える。 また、国保中央会がこの事業を行わず、年金被保険者から1,700余り存在する市町村国保被保険者又は47都道府県連合会に直接必要な情報を提供することは、各年金被保険者において新たにシステム開発等を行う必要が生じる。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業				
成果目標		退職者医療制度としての適用を適正に行い、国保財政への国庫負担及び国保被保険者の保険料負担の軽減を図る。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		公費(国・都道府県)負担の減少額	千円	45,550,085	16,925,048	—
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		国保連合会へのデータ提供件数	人	752,131	837,392	912,328
予算執行率			%	100	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	仮に、現在国保中央会が各都道府県の国保連合会と一体的に行っているデータ処理等を国が実施することとなれば、人員の確保はもとより、新たなシステムの構築等に膨大な時間と費用を要する。また、退職者医療制度については、今後廃止されることとなっており、廃止される制度に関する業務をこれから新たな主体に移行させることは非効率である。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体				
	可	理由				
	否	理由	自治体は情報提供を受ける側である。 この事業で取り扱うデータは年金受給権者の個人情報であることから、民間等で実施することには馴染まないものとする。また、退職者医療制度については、今後廃止されることとなっており、廃止される制度に関する業務をこれから新たな主体に移行させることは非効率である。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)						

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		退職被保険者の適用適正化対策の推進に関する事業				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	21,502	22,782	28,555		
	国からの補助金収入	18,601	18,472	24,818		
	その他の収入	2,901	4,310	3,737		
	支出	21,502	22,782	28,555		
	収支差	0	0	0		
		平成22年度予算額		人件費		
予算額	事業費	157,040 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	0 千円		常勤職員	() 千円	() 人
	管理費	千円		非常勤職員	() 千円	() 人
	総計	157,040 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
決算額（千円）		22,782	28,555			
内訳	事業費	8,359	13,456			
	人件費	8,951	9,501			
	管理費	5,472	5,598			
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	0/0	0/0	/		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	0/0	0/0	/		
	再委託・補助先 (名称)					

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付]				
[内容]				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療費適正化に関する事業		
会計勘定・項・目		(会計勘定) 一般会計 (項) 医療保険給付諸費 (目) 国民健康保険団体連合会等補助金		
法人名		社団法人 国民健康保険中央会		
事業担当部局		保険局	法人所管部局	保険局
事務・事業概要	目的 (何のために)	①平成20年度にスタートした特定健康診査・特定保健指導においては、保険者と健診・保健指導機関の間で費用の決済が発生するが、保険者、健診等機関の負荷を軽減するため、国保連合会が事務処理をシステム化し、費用決済や健診指導データのとりまとめを行う。 ②その他、医療費適正化に資するための事業を行う。		
	対象 (誰/何を対象に)	①保険者、健診機関、国保連合会 ②保険者・国保連合会・在宅保健師等		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	①国保連合会で使用する特定健康診査・特定保健指導データ管理システムの改修、機能改善及び運用支援を行う。 ②その他の事業として、在宅保健師組織活動促進事業、在宅医療等推進支援事業、ヘルスアップ推進員の養成、保険者協議会中央連絡会の開催などの事業を行っている。		
	根拠法令 (具体的な条文 (①条①項など) も記載)	関係する通知等		
	事業の補助割合			
	事業開始年度		事業終了年度	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	①健診・保健指導機関はその多くが医療機関であることや、費用決済の仕組みやネットワークについては診療報酬の審査支払と共通する点が多いため、国保連合会において統一されたシステムで決済業務を行うことが最も効率的である。また、特定健診・特定保健指導データ管理システムについては、他のシステムと同様、個々の国保連合会が独自に開発、改修を行わず国保中央会が一括して行うことにより、コスト削減に繋がる。 ②平成20年度からスタートした医療保険保険者に義務化された特定健診・特定保健指導の円滑な実施には当面その体制づくり等の支援が必要であるが、効率性等各事業を精査しているところ。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	①特定健診・特定保健指導データ管理システムにかかる維持管理・改修費用の補助がなくなれば、その額は保険者が負担することとなり、保険料の引き上げにつながる。 ②国保連合会、国保中央会の役割等を精査し、補助の必要性、廃止した場合の問題点等について検討を行っているところ。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療費適正化に関する事業				
成果目標		事務処理をシステム化し、費用決済や健診指導データのとりまとめを行うことにより特定健康診査及び特定保健指導の円滑な実施を図る。 また、在宅保健師等のマンパワーを活用することにより特定健康診査・特定健康指導の実施体制を強化する。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		特定健康診査	件			7,178,979
		特定保健指導	件			31,237
		全国決裁（再掲）	件			95,241
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		特定健診・特定保健指導データ管理システムを使用する都道府県国保連合会	箇所			47
		保険者協議会中央連絡会（開催回数）	回	6	9	3
		在宅保健師等を組織化している都道府県国保連合会	箇所	44	44	44
予算執行率			%			
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	本事業を国で直接実施することとした場合、あらたな組織の創設、人員配置、システムの構築等が必要となり、多大な時間と費用を要する。			
自治体、民間等への移行	想定する実施主体					
	可	理由				
	否	理由	本事業を自治体、民間等へ移行する場合、あらたな組織の創設、人員配置、システムの構築等が必要となり、多大な時間と費用を要する。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		本事業が、円滑かつ適切に実施されるよう、引き続き、着実な事業実施に努める。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療費適正化に関する事業				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	421,743	416,909	1,203,163		
	国からの補助金収入	397,655	394,559	1,098,489		
	その他の収入	24,088	22,350	104,674		
	支出	421,743	416,909	1,203,163		
	収支差	0	0	0		
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	455,496 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省OB分再掲)	従事役職員数 (厚労省OB分再掲)
	人件費	0 千円		常勤職員	() 千円	() 人
	管理費	千円		非常勤職員	() 千円	() 人
	総計	455,496 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
決算額（千円）		416,909	1,203,163			
内訳	事業費	256,560	1,093,024			
	人件費	82,331	58,833			
	管理費	78,018	51,306			
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	3/89	9/206	/		
	うち厚労省OBが在籍している 団体等への再委託・補助(件数/金額(同))	0/0	0/0	/		
	再委託・補助先 (名称)	国保連合会	国保連合会			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		国保事業の効率化に関する事業		
会計勘定・項・目		(会計勘定) 一般会計 (項) 医療保険給付諸費 (目) 国民健康保険団体連合会等補助金		
法人名		社団法人国民健康保険中央会		
事業担当部局		保険局	法人所管部局 保険局	
事務・事業概要	目的 (何のために)	① 県外患者分診療報酬の全国決済 他県の医療機関への受診が増加する中で、医療機関等が被保険者が属する県の国保連合会ではなく、当該医療機関が所在する自県の国保連合会へ請求できるようにし、医療機関等の請求事務の簡素化を図るため。 ② 国保データベースシステム 保険者が国保事業を実施する上で必要な財政状況及び保健事業関連の他保険者との比較情報等を提供するため。 ③ その他の事業 国保事業の効率化に資するため。		
	対象 (誰/何を対象に)	国保保険者 国保連合会		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	① 各国保連合会が自県内医療機関等の全ての診療報酬審査を行い、そのうち他県患者分の診療報酬情報を国保中央会に報告する。国保中央会は全都道府県の国保連合会から報告された金額を相殺し、国保連合会ごとの受入額又は支払額を算出するとともに、算出結果に基づき診療報酬及び審査支払手数料の受入及び送金を行う。 なお、後期高齢者医療に係る他県患者分の診療報酬についても、同様の事業を行っている。 ② 保険者が厚生労働省へ提出する国保事業年報の情報や国保連合会におけるレセプト情報を基に、国・市町村・他市町村と比較した財政分析情報（保険料賦課・財政収支・保険料収納率）及び保健事業情報（疾病分類別・多受診）が国保中央会ホームページからダウンロードできるようになっている。 ③ その他の事業として、各種研修会、研究会の開催、国保運営協議会会長等連絡協議会の開催等も行っている。		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	関係する通知等		
	事業の補助割合			
	事業開始年度		事業終了年度	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	① この事業は医療機関における請求事務の簡素化及び支払手続きの単一化を実現しており、廃止すれば、患者が他県で受診した場合に、医療機関等は患者が属する県の国保連合会に請求しなければならない等、医療機関にとって相当の事務負担増につながる。 ② 国保データベースシステムで提供される情報は、国保の全国データということではこのシステムでしか入手できない情報であり、多くの保険者において財政分析や保健事業に活用されている。このデータがなくなった場合、保険者は限定的なデータによる分析等しか行えず、的確な事業運営の妨げとなる。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	① 診療報酬の相殺業務は効率性、正確性が求められるが、補助が廃止されれば、関連するシステムの運用等が困難となり、医療機関への支払が遅延するなど、事務作業に多大の影響が生じる。 ② 補助が廃止されれば、国保データベースシステムの維持管理及びデータ更新等が困難となり、保険者への情報提供が滞ることとならざるをえない。 ③ その他の事業等については、補助の必要性、廃止した場合の問題点等について検討を行っているところ。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		国保事業の効率化に関する事業				
成果目標		医療機関等の請求事務の簡素化と支払業務の効率化を図る。 また、財務状況及び保健事業情報の提供等により、保険者内での財務分析業務等の効率化を図る。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		全国決裁件数	件	28,712,472	29,240,832	32,948,754
		国保データベースの利用件数	件	32,702	70,964	53,717
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
予算執行率			%	100	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	これらの事業を国が直接実施することとした場合、専門的知識の習得はもとより、必要なシステムの維持管理等に多数の人員が必要となる。 特に、県外患者分診療報酬の全国決裁については、毎月極めて多額の診療報酬の受け払いが伴うことから、国での実施には馴染まない。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体				
	可	理由				
	否	理由	これら事業は、国保中央会が、会員である各都道府県の全ての国保連合会と協力し、組織として一体的に取り組んでいる事業であり、ある特定の自治体又は民間団体等が、全ての国保連合会とこれら事業を共同して進めていくことは考えにくい。 また、国保データベースシステム提供する情報の作成にあたっては、会員である各都道府県の全ての国保連合会から必要なレセプト関係データが提供されており、個人情報保護の観点から鑑みれば民間等で実施することには馴染まない。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)						

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		国保事業の効率化に関する事業							
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）					
内訳	収入	621,057	349,215	355,301					
	国からの補助金収入	574,538	308,464	319,712					
	その他の収入	46,519	40,751	35,589					
	支出	621,057	349,215	355,301					
	収支差	0	0	0					
		平成22年度予算額		人件費					
予算額	事業費	205,883	千円	}	職員構成	人件費 (厚労省OB分再掲)		従事役職員数 (厚労省OB分再掲)	
	人件費	5,516	千円		常勤職員	()	千円	()	人
	管理費	千円			非常勤職員	()	千円	()	人
	総計	211,399	千円						
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）					
決算額（千円）		349,215	355,301						
内訳	事業費	246,249	250,647						
	人件費	66,163	63,222						
	管理費	36,803	41,432						
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）					
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	3/150	3/153	/					
	うち厚労省OBが在籍している団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	3/150	3/153	/					
	再委託・補助先 (名称)	全国国民健康保険診療施設協議会 全国国民健康保険組合協会 全国市町村保健活動協議会	全国国民健康保険診療施設協議会 全国国民健康保険組合協会 全国市町村保健活動協議会						

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付]				
[内容]				

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名		国民健康保険中央会施行経費等		
会計勘定・項・目		(会計勘定) 一般会計 (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護保険事業費補助金		
法人名		社団法人 国民健康保険中央会		
事業担当部局		老健局	法人所管部局	保険局
事務・事業概要	目的 (何のために)	介護保険制度の円滑かつ安定的な運用を確保するため、国民健康保険中央会が行う介護保険審査支払等システムの運用等に必要な経費を補助する。		
	対象 (誰/何を対象に)	(社) 国民健康保険中央会		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	<p>介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるため、国民健康保険中央会において、</p> <p>① 全国決済を可能とした統一的な仕様の介護保険審査支払等システムの構築及び運用等を行う。</p> <p>② 通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に発見し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。</p>		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第10項及び第176条等	関係する通知等	介護保険事業費補助金の国庫補助について（平成15年5月8日厚生労働省発老第0508001号厚生労働事務次官通知）
	事業の補助割合	10/10		
	事業開始年度	平成12年度	事業終了年度	平成26年度見直し
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>本事業については、</p> <p>① 全国決済を可能とした統一的な仕様の介護保険審査支払等システムの構築及び運用等を行う</p> <p>② 通常の介護報酬の審査では検出困難な不正又は不適切な請求を容易に発見し、解消することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う</p> <p>ことにより、介護保険制度における年間約1億件の介護報酬請求及び約6兆円の審査支払等が、円滑かつ適切に行われ、制度の安定的な運用を確保するために必要なものである。</p> <p>本事業を廃止した場合、介護報酬の審査支払等に遅延が生じるなど、介護保険制度の運用に多大な影響がある。</p>			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	<p>介護保険制度においては、制度施行当初から国保連合会の審査支払事務等に必要なシステム開発、運用、改修等を行っており、個々の国保連合会が独自に開発、改修を行うより、国民健康保険中央会において統一されたシステム運用を行うことにより、公正公平な審査支払事務等を行うことが可能となるとともに、開発・改修経費も安価になるため、各国保連合会を会員とした社団法人である国民健康保険中央会に対して補助を行うことが適切かつ効率的である。</p> <p>本補助については、その事業内容に鑑みても、国民健康保険中央会による自己負担を求めることは困難な経費であり、国の財政負担は必要不可欠なものである。そのため、本補助を廃止した場合、国民健康保険中央会において、本事業を行うことが困難になり、介護報酬の審査支払等に遅延が生じるなど、介護保険制度の運用に多大な影響がある。</p> <p>なお、平成22年度予算（案）においては、業務の効率化等により、対平成21年度比で、約1.4億円の削減を行ったところであり、現状、事業を行うにあたり、国民健康保険中央会の自己負担が生じていることから、さらなる削減も困難である。</p>			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	-			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		国民健康保険中央会施行経費等				
成果目標		介護保険制度においては、年間約1億件の介護報酬請求について、審査を行い、約6兆円の支払を行っているところであり、引き続き、介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、着実なシステム運営等に努めていく。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		介護保険審査支払等システムによる審査支払額	億円	59,000	60,373	62,896
		介護保険審査支払等システムによる審査支払件数	百万件	98	101	106
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		介護保険審査支払等システム等を使用する都道府県国民健康保険団体連合会	箇所	47	47	47
		介護保険審査支払等システム等の構築・改修・全国決済等の全体の運用を行う国民健康保険中央会	箇所	1	1	1
予算執行率			%	100	100	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
				—	—	—
				—	—	—
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	本事業を国において、直接実施することとした場合、本事業を行うため、新たな①システムの構築、②組織の創設及び③人員の配置等が必要となり、多大な時間と費用を要する。 (なお、介護保険制度創設時において、介護報酬の審査支払業務については、行政改革等の流れの中、公法人の新規設立を行うことなく、類似業務を行う既存法人である国保連合会の業務追加で行うこととされたところである。そのため、各国保連合会を会員とした国民健康保険中央会において、全国統一的なシステム運用等を行った方が効率的である。)			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体	—			
	可	理由	—			
	否	理由	本事業を自治体、民間等へ移行する場合、新たに①システムを構築並びに②事業を実施するにあたっての組織及び人員を確保するための経費等が必要となり、多大な時間と費用を要する。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、引き続き、着実な事業実施に努める。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		国民健康保険中央会施行経費等				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	960,911	1,052,272	1,205,372		
	国からの補助金収入	960,911	1,052,272	1,205,372		
	その他の収入	0	0	0		
	支出	960,911	1,052,272	1,205,372		
	収支差	0	0	0		
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	569,525 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	0 千円		常勤職員	() 千円	() 人
	管理費	0 千円		非常勤職員	() 千円	() 人
	総計	569,525 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
決算額（千円）		1,052,272	1,205,372	713,743		
内訳	事業費	1,052,272	1,205,372	713,743		
	人件費	0	0	0		
	管理費	0	0	0		
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	42 / 972	43 / 1,135	/		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	—	—	/		
	再委託・補助先 (名称)	・日本電気株式会社 ・国民健康保険団体連合会	・日本電気株式会社 ・国民健康保険団体連合会			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容（対応年度）

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容（対応年度）
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名		給付費支払システム事業		
会計勘定・項・目		(会計勘定) 一般会計 (項) 障害保健福祉費 (目) 障害程度区分認定等事業費補助金		
法人名		社団法人国民健康保険中央会		
事業担当部局		障害保健福祉部	法人所管部局	保険局
事務・事業概要	目的 (何のために)	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図る。		
	対象 (誰/何を対象に)	障害福祉サービス事業者等（障害福祉サービス費等の請求）		
	事務・事業内容 (手段、手法など)	国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務（事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け）を行う。		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第8項等	関係する通知等	障害者自立支援給付支払システム開発事業費の国庫補助について（平成21年7月3日厚生労働省障発0703第3号厚生労働事務次官通知）
	事業の補助割合	国10/10		
	事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	平成23年度
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)	全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化が図られており、引き続き事業を実施する必要がある。			
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)	障害福祉サービス費等の支払事務に関しては、制度施行当初から国保連合会の支払事務等に必要なシステム開発、運用、改修等を行っており、個々の国保連合会が独自に開発、改修を行うより、国民健康保険中央会において統一されたシステム運用を行うことにより、公正公平な支払事務等を行うことが可能となるとともに、開発・改修経費も安価になるため、各国保連合会を会員とした社団法人である国民健康保険中央会に対して補助を行うことが適切かつ効率的である。 本補助については、その事業内容に鑑みても、国民健康保険中央会による自己負担を求めることは困難な経費であり、国の財政負担は必要不可欠なものである。そのため、本補助を廃止した場合、国民健康保険中央会において、本事業を行うことが困難になり、障害福祉サービス費等の支払等に遅延が生じるなど制度の運用に多大な影響がある。			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	-			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		給付費支払システム事業				
成果目標		全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化が図られている。 今後は制度改正へ適切に対応することにより、事業者及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図ることとしたい。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		給付費支払システムによる支払額	億円	—	4,421	8,348
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		給付費支払システムを利用する都道府県国民健康保険団体連合会	箇所	—	47	47
		給付費支払システムの運用、全国決済業務を行う国民健康保険団体連合会	箇所	—	1	1
予算執行率			%	100.0%	100.0%	100.0%
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
国で直接実施	可	理由	—			
	否	理由	本事業を国において、直接実施することとした場合、本事業を行うため、新たな①システムの構築、②組織の創設及び③人員の配置等が必要となり、多大な時間と費用を要する。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体	—			
	可	理由	—			
	否	理由	本事業を自治体、民間等へ移行する場合、新たに①システムを構築並びに②事業を実施するにあたっての組織及び人員を確保するための経費が必要となり、多大な時間と費用を要する。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化が図られており、また、報酬改定等にも適切に対応してきたことにより、事業者及び市町村の支払事務の平準化・軽減化が図られたものと考えており、今後も制度改正へ適切に対応していく必要がある。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		給付費支払システム事業				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	2,944,755	3,282,303	3,385,902		
	国からの補助金収入	2,934,755	3,129,967	3,010,349		
	その他の収入	10,000	152,336	375,553		
	支出	2,944,745	3,239,168	3,120,065		
	収支差	10	43,135	265,837		
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	1,006,989 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	千円		常勤職員	() 千円	() 人
	管理費	千円		非常勤職員	() 千円	() 人
	総計	1,006,989 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
決算額（千円）		3,129,967	3,010,349	(所要額確定作業中)		
内訳	事業費	3,129,667	3,010,349			
	人件費					
	管理費					
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	51/3,063	29/2,943	/		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	0/0	0/0	/		
	再委託・補助先 (名称)	富士通、日立製作所、NEC、国民健康保険団体連合会 等	富士通、日立製作所、NEC 国民健康保険団体連合会			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)

【過去に大きく報道された指摘事項】

指摘事項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内容	指摘主体	番号	内容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名				後期高齢者医療制度の円滑な運営に要する事業				
会計勘定・項・目				(会計勘定) (項) 医療保険給付諸費 (目) 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金				
法人名				社団法人国民健康保険中央会				
事業担当部局		保険局		法人所管部局		保険局		
事務・事業概要	目的 (何のために)		後期高齢者医療広域連合及び市町村が行う後期高齢者医療に関する事務を効率的かつ円滑に実施するために、国保中央会が行う事業について補助を行う。					
	対象 (誰/何を対象に)		(社) 国民健康保険中央会					
	事務・事業内容 (手段、手法など)		<ul style="list-style-type: none"> ① 広域連合電算処理システムの保守管理及び改修に関する事業 ② レセプト電算処理システムの保守管理及び改修に関する事業 ③ 広域連合電算処理システムの効率的な運用を図るための研究会を実施する事業 ④ 保険料の特別徴収（年金からの保険料天引き）に係る情報経由事務関連事業 ⑤ 県外分診療報酬費用の相互決済に関する事業 ⑥ 後期高齢者医療制度業務に従事する広域連合職員及び市町村担当職員に対する研修事業 					
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）		高齢者の医療の確保に関する法律第102条・第155条		関係する通知等		後期高齢者医療制度関係業務事業費の国庫補助について	
	事業の補助割合		事業内容により、1/3・1/2・10/10					
	事業開始年度		平成20年度		事業終了年度		平成24年度（見込み）	
事業の必要性 (事業を廃止した場合の問題点を含む。)		<p>本事業は、広域連合電算処理システムの統一的な保守管理や改修、診療報酬の審査支払のためのレセプト電算処理システムの統一的な保守管理や改修、保険料の特別徴収を確実にを行うための市町村と年金保険者間の情報の経由事務等の制度の円滑な運営に不可欠な事業である。</p> <p>本事業を廃止した場合、個々の広域連合や国保連合会がシステムの保守管理や改修等を行うこととなり、非効率であるとともに理解を得ることは困難である。</p>						
補助の必要性 (補助を廃止した場合の問題点を含む。)		補助を廃止した場合、国保中央会は国保連合会からの負担金のみで事業を実施することとなるなど、広域連合の手数料の上昇につながり、結果的に被保険者の保険料が増加する。						
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無		<p>社会保険診療報酬支払基金の診療報酬請求書審査事業</p> <p>移管・統合の可否については、平成21年度内に「審査支払基金のあり方検討会（仮称）」を立ち上げ検討を行う予定。</p>						

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		後期高齢者医療制度の円滑な運営に要する事業				
成果目標		広域連合電算処理システム及びレセプト電算処理システムの統一的な保守管理や改修を行うこと等により、制度の円滑な運営を図る。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		レセプト電算処理システムによる審査支払額	億円	-	-	112,935
		レセプト電算処理システムによる審査支払件数	万件	-	-	36,808
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		レセプト電算処理システムを使用する都道府県国民健康保険団体連合会	箇所	-	-	47
		レセプト電算処理システムの保守管理・改修・全国決済等の全体の運用を行う国民健康保険中央会	箇所	-	-	1
		広域連合電算処理システムを使用する広域連合	箇所	-	-	47
		広域連合電算処理システムの保守管理・改修の運用を行う国民健康保険中央会	箇所	-	-	1
予算執行率			%	-	-	100
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	後期高齢者医療制度については廃止することとし、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下での本事業のあり方について検討する。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体				
	可	理由				
	否	理由	後期高齢者医療制度については廃止することとし、廃止後の新たな制度のあり方を検討するため、厚生労働大臣が主宰する「高齢者医療制度改革会議」において検討を進めており、その結果（本年末に取りまとめ予定）を踏まえて、新制度の下での本事業のあり方について検討する。			
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		後期高齢者医療制度については廃止することとなったため、平成22年度予算において、「レセプト処理システムの推進に必要な事業」、「広域連合電算処理システムの効率的な運用を図るための研究会を実施する事業」及び「後期高齢者医療制度業務に従事する広域連合職員及び市町村職員に対する研修事業」については、事業内容を見直し、経費の削減を行った。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		後期高齢者医療制度の円滑な運営に要する事業				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入	-	-	3,238,727		
	国からの補助金収入	-	-	1,647,458		
	その他の収入	-	-	1,591,269		
	支出	-	-	3,238,727		
	収支差	-	-	0		
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	963,700 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省〇B分再掲)	従事役職員数 (厚労省〇B分再掲)
	人件費	42,443 千円		常勤職員	() 35,961 千円	() 13 人
	管理費	0 千円		非常勤職員	() 6,482 千円	() 9.5 人
	総計	1,006,143 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付予定額）		
内訳	決算額（千円）	-	3,238,727	-		
	事業費	-	3,102,884			
	人件費	-	89,733			
	管理費	-	46,110			
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付予定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	-	19 / 2,997	/		
	うち厚労省〇Bが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	-	-	/		
	再委託・補助先 (名称)	-	NTTデータ、富士通、ゼッタテクノロジー、日本電気、日立製作所等			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措 置 状 況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措 置 状 況 (①措置済み、②対応中、③未措置)		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付]				
[内容]				

事務・事業シート（概要説明書）				
事業名	医療費情報総合管理分析システムに要する経費			
会計勘定・項・目	（会計勘定）一般会計 （項）厚生労働本省共通費（目）医療保険給付諸費 医療給付適正化業務庁費			
法人名	社団法人 国民健康保険中央会			
事業担当部局	保険局	法人所管部局	調査課	
事務・事業概要	目的 （何のために）	国において毎月の医療費の動向を迅速に把握し、分析（診療報酬改定や制度改正の基礎資料として活用）するために必要なデータを取得することが目的。		
	対象 （誰/何を対象に）	レセプト電算処理システムより処理された調剤報酬明細書のデータ及び診療報酬（医療費）データ。（審査支払機関の処理する全レセプトを対象）		
	事務・事業内容 （手段、手法など）	毎月、審査支払機関におけるレセプト電算処理システムで処理された調剤報酬明細書のデータ及び診療報酬（医療費）データを国における分析用に抽出・編集し、国に提供する業務。		
	根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	統計法第19条第1項	関係する通知等	
	事業の補助割合	業務委託		
	事業開始年度		事業終了年度	
事業の必要性 （事業を廃止した場合の問題点を含む。）	<p>国において毎月の医療費の動向等（診療報酬改定や制度改正等の基礎資料として活用）を迅速に把握・分析するために必要不可欠。</p> <p>毎月の動向等（対前年同月比等）をみるためには、診療報酬の審査支払に係る全レセプトを保有する審査支払機関から全レセプトに係るデータを取得する必要があるが、現時点で当該データの提供が可能なのは審査支払機関のみである。</p>			
補助の必要性 （補助を廃止した場合の問題点を含む。）	同上			
他省庁、自治体、民間等における類似事業の有無	なし			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療費情報総合管理分析システムに要する経費				
成果目標		これまで定期的なデータ抽出・編集、国への提供が確実に行われており、引き続き確実に事業を遂行していくことが目標。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		【成果指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		定期的なデータ抽出・編集・提供が行われたか (毎月、1ヶ月分を抽出・編集)	%	100%	100%	100%
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)		【活動指標名】／年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		定期的なデータ抽出・編集・提供 (毎月、1ヶ月分を抽出・編集)		12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分
予算執行率			%			
パンフレット等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)			単位	H18年度	H19年度	H20年度
		厚生労働省HPに毎月掲載		12ヶ月分	12ヶ月分	12ヶ月分
国で直接実施	可	理由				
	否	理由	これまで定期的なデータ抽出・編集、国への提供が確実に行われており、引き続き確実に事業を遂行していく必要がある。			
自治体、民間等への移行		想定する実施主体				
	可	理由				
	否	理由				
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化に向けた取組等)		平成23年度からレセプト電算処理で処理された調剤報酬明細書に係るデータについてはナショナルデータベースから取得することを予定しており当該法人に対する委託費等については大幅な減額の予定。その他の医療費データについても、レセプト電算化の進展状況を踏まえて検討。				

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		医療費情報総合管理分析システムに要する経費				
事業の収支状況（千円）		平成18年度（決算額）	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）		
内訳	収入					
	国からの補助金収入					
	その他の収入					
	支出					
	収支差					
		平成22年度予算額	人件費			
予算額	事業費	8,964 千円	}	職員構成	人件費 (厚労省OB分再掲)	従事役職員数 (厚労省OB分再掲)
	人件費	千円		常勤職員	() 千円	() 人
	管理費	千円		非常勤職員	() 千円	() 人
	総計	8,964 千円				
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
決算額（千円）						
内訳	事業費					
	人件費					
	管理費					
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（交付決定額）		
再委託・補助	再委託・補助 (件数/金額(百万円))	/	/	/		
	うち厚労省OBが在籍している 団体等への再委託・補助 (件数/金額(同))	/	/	/		
	再委託・補助先 (名称)					

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
行政刷新会議において同法人に対する補助金等に含めて指摘	行政刷新会議		

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			